

受動喫煙症の受診の手順（患者さんへ）

受動喫煙症（受動喫煙によっておこる疾患）は、どのようにして診断ができるのでしょうか。

1回や2回、タバコの煙に遭遇して、不快な症状が起きたとしても、それだけでは診断は困難です。たとえば、同時に別の化学物質が症状を起こした可能性もあるからです。

それが、10回や20回、あるいは100回や200回、タバコの煙に遭遇して、同一の症状がおこり、また受動喫煙がなければ症状が出ないようであれば、受動喫煙による症状であると言えることができるでしょう。これは蓋然性が高まると言います。

この段階であれば、急性再発性の受動喫煙症があると診断できます。そうこうしているうちに、微量のタバコ煙で同じような症状が起こるようになれば、化学物質過敏症が発症しつつあり、慢性の受動喫煙症に移行しつつあると考えられます。（化学物質過敏症の診断については東京の北里大学北里研究所病院、相模原市の国立相模原病院などで受けることができます。）

受動喫煙症の診断の際には、いつどこでどれだけの受動喫煙を浴びるのか、その結果どうなるのかが大切です。ですから、かならず時間経過とその関連の地図を書き、喫煙所があるのなら、写真をお撮り下さい。その上で、診察を受けて下さい。

診察を受けるには、電話をして実際に受動喫煙症の診断をしてくれるかをたずね、診察日を決定して下さい。医師は多忙であり、ご協力のほど、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

2016年10月8日 一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学